

令和 8 年 第 1 回臨時会

高 山 村 議 会 会 議 録

令和 8 年 5 月 12 日 開 会

令和 8 年 5 月 12 日 閉 会

高 山 村 議 会

令和8年第1回高山村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月12日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○報告第1号の上程、説明、質疑	5
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○同意第2号の上程、説明、採決	11
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○閉会の宣告	17
○署名議員	19

令和 8 年 5 月 1 2 日（火曜日）

（ 第 1 号 ）

令和8年第1回高山村議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和8年5月12日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の和解及び額の決定）
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 同意第 2号 高山村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 7 議案第24号 紛争における和解契約の締結について
- 日程第 8 議案第25号 令和8年度高山村一般会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	渡 邊 裕 治 君	2番	平 形 玉 緒 君
3番	唐 澤 徳 治 君	4番	松 井 陽 威 君
5番	飯 塚 武 久 君	6番	佐 藤 晴 夫 君
7番	後 藤 肇 君	8番	山 口 英 司 君
9番	平 形 富二夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 後 藤 明 宏 君 総 務 課 長 割 田 信 一 君

会計管理者兼 税務会計課長	本 間 尚 也 君	住 民 課 長	都 筑 喜久雄 君
保 健 み ら い 長	金 井 等 君	農 林 課 長	小 池 正 浩 君
建 設 課 長	鈴 木 啓 三 君	地域振興課長	平 形 英 俊 君
教 育 課 長	飯 塚 優一郎 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	武 田 昌 明	書 記	林 大 生
--------	---------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（平形富二夫君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和8年第1回高山村議会臨時会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（平形富二夫君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いいたします。

○村長（後藤明宏君） 令和8年第1回高山村議会臨時会の開会に当たり、村長就任の挨拶、議会招集の挨拶を併せて申し上げます。

議員各位には公私ともにご多用のところ、ご出席を賜り、ここに第1回臨時会が開催されますことを心より感謝申し上げます。

さて、去る3月22日執行の高山村長選挙において、多くの皆様方よりご支援を賜り、3月31日に村長に就任いたしました。村議会議員の皆様や住民の皆様方とともに、高山村のために誠心誠意働いてまいりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

私は、村長としてまず最優先すべきことは、住民の安全、安心できる暮らしを守ることです。そのような中、村民の皆様を主役とした村民参加の村づくりを実践し、皆様の声に耳を傾けながら高山村の課題解決に全力で取り組み、「たからのやま たかやま」を未来に向けて育てていきたいと思っています。

具体的には、高山村は非常に高いポテンシャルを持った素晴らしい村であると思っています。この素晴らしい高山村の自然を活用して産業に結びつけていきたいと、国の制度を活用したJ-クレジットの導入や県の補助を活用して村の面積の75%を占める森林資源の有効活用なども積極的に進めていきたいと思っています。

また、人口減少対策としては、移住者の呼び込みを強化していき、できれば村で農業を営んでくださる方が望ましく、有機農業に特化した募集なども考えていますが、新規就農には高いハードルである農業機械の導入などに村独自の補助金の拡大や、空き家の活用、廃業農家の引継ぎの支援などにも注力していきたいと思っております。

しかし、このような発展的な事業の推進だけではなく、高山村には大きな課題も山積しています。まずは、役場庁舎の建設問題ですが、住民説明会での意見や令和7年度に実施した高山村庁舎整備方針策定支援業務の報告などを参考として、現段階での私の考えをまとめて、村民にご報告したいと考えております。

また、義務教育学校については、現在構想の再検討をして、今後の高山村の子供たちにとってどのような手法がよいか、慎重に検討してまいります。その他にも、老朽化した公共施設や観光施設の今後の在り方、上下水道施設などのインフラの維持、空き家対策、耕作放棄地問題、鳥獣被害などの対策もしていかなければなりません。

このような事業を実施するには多額の費用が必要となります。これは貴重な税金であり、限りある財源であるため、行財政改革を進めながら、慎重に事業の実施について検討していかなければなりません。そのためには住民を代表する議会議員の皆様の意見や住民の意見にも積極的に耳を傾け、未来の高山村のために最善の施策を実行していきたいと思っておりますので、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げ、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

なお、本日の臨時会でございますが、報告を1件、承認を2件、同意を1件、議案を2件提出させていただいております。原案のとおり承認くださいますようお願い申し上げ、臨時議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（平形富二夫君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平形富二夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、松井陽威議員及び5番、飯塚武久議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（平形富二夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（平形富二夫君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の和解及び額の決定）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤明宏君） 報告第1号 専決処分の報告について説明申し上げます。

本年4月12日に、村が各行政区に依頼している道路愛護の作業中に事故が発生いたしました。村が行政区に依頼している作業の中で発生した事故のため、村に責任があるとして、相手方へ損害賠償を行い、和解したものでございます。

事故の概要でございますが、4月12日午前8時頃、国道145号線沿いにある五領・判形地区汚水処理施設付近の歩道において草刈り機により除草作業中に、草刈り機がはじいた石が通りかかった車の窓ガラスに当たり、窓ガラスが破損してしまいました。なお、今回の事故の原因は、車を運転していた方から申出があり、破損した車のドライブレコーダーにより確認することができました。

この件について、村が加入する全国町村総合賠償保険事務を取り扱う群馬県町村会へ相談したところ、村が依頼している作業中に発生した事故のため、村に責任があり、過失割合も10割が村にあると判断し、相手の同意も得ました。

村としてはこれを受け、損害額の10割、5万820円を賠償し、和解したものでございます。なお、賠償額は、全額、全国町村総合賠償保険で賄われることとなります。村の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定については、村長において専決処分することができるものと指定されていることから、相手方への早期賠償、和解のため、4月20日に専決処分を行いましたのでご報告いたします。

○議長（平形富二夫君） 総務課長。

○総務課長（割田信一君） 大変申し訳ありません。村長の提案理由の説明については12日、議案書のほうが13日となっておりました。正確には、12日が正解ということで、議案書の訂正をお願いしたいものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平形富二夫君） これから質疑を行います。

7番、後藤肇議員。

○7番（後藤 肇君） すみません、議案に対して問題があるわけではないんですけれども、道路愛護の実施に関して、各部落に案内表示の掲示板のあたりが行っているかなと思うんですね。それが、判形でもそうなんですけれども、道路愛護をするときに、その看板がどこに行っているか分からないというような、区長さんが言われているんですね。各部落の区長さんの取次ぎが悪いのかもしれないんですけれども、やはり相手にも、道路愛護をやっているよという表示の標識はやっぱり示していく必要があるかなと思うわけですね。ですから、その辺をもう一度再徹底を、行政区のほうから各区の区長さんのほうに指示を出していただければと思うことでちょっとお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（平形富二夫君） 建設課長。

○建設課長（鈴木啓三君） 建設課といたしましては、その辺をちょっと認識しておりませんでした。しかし、やはり看板等出したほうが事故につながらないというところもありますので、今後慎重に検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○7番（後藤 肇君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平形富二夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平形富二夫君） これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平形富二夫君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤明宏君） 専決処分を求めることについて説明を申し上げます。

承認第4号につきまして、上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、高山村税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和8年3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容については税務会計課長に説明させますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（平形富二夫君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より高山村税条例の一部改正の専決処分の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は、上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書6ページ、新旧対照表2ページからご覧ください。

まず、個人住民税に関する項目について説明いたします。

該当する条文は、第33条、附則第8条、附則第17条の2となります。

まず、第33条の改正では、特定大口株主配当等の特定配当等への通知に伴う所得税の課税標準が変更となります。上場株式等の配当等は、原則として支払い時に5%の住民税が徴収され、納税義務者は申告不要。総合課税、申告分離課税を選択することができますが、納税義務者が自己の同族会社である法人と株式保有割合が3%以上となる大口株主等（国内法人のみ）の配当は、住民税の税率が10%である総合課税が義務づけられ、支払い時の住民税の徴収の対象外とされていまして、今回の地方税法の改正により、それらの配当についても、支払い時に住民税を徴収する仕組みへと変更となりますが、引き続き総合課税を維持するた

め改正を行うものでございます。

次に、附則第8条の改正は、肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。

附則第17条の2についても、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。

次に、軽自動車税に関連する改正について説明いたします。

該当する条文につきましては、村税条例第18条の3、19条、80条、81条、81条の3、81条の4、81条の5、81条の6、81条の7、81条の8、81条の9、82条、83条、85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、附則第15条の2、附則第15条の3、附則第15条の4、附則第15条の5、附則第15条の6、附則第16条、附則第16条の2、高山村税条例の一部を改正する条例附則第6条となります。

こちらの改正につきましては、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことによる文言の整理や種別割の名称が軽自動車税に変更となるものです。なお、環境性能割の直近3年間の収入状況は、令和5年度は128万円、令和6年度は約108万円、令和7年度は約144万円で、3年間の平均は約127万円となり、軽自動車の販売台数にもよりますが、環境性能割の廃止により同程度の金額が減収となりますが、当面の減収分は、国から補填される予定でございます。

次に、附則第16条の改正について説明します。

この改正は、電気自動車等の税率が軽減されるグリーン化特例の措置のうち、おおむね75%軽減の期限が2年間延長されたことによる改正でございます。

その他の規定の整備につきましては、第34条の6、附則第7条の3、附則第7条の3の2、附則第10条の2、附則第10条の3、附則第10条の4、附則第16条の3、附則第16条の5、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3の部分でございますが、こちらにつきましては、地方税法等の規定が改正されたことによる項ずれや規定の追加、削除等に伴う項ずれ等を反映するための規定の整備でございます。

説明は以上でございます。

○議長（平形富二夫君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） ご異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件に承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（平形富二夫君） 挙手多数です。

したがって、承認第4号は承認することに決定をいたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平形富二夫君） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤明宏君） 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

承認第5号につきましては、上位法令である地方税法施行令の一部改正する法律が令和8年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和8年3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては税務会計課長に説明させますので、ご承認くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（平形富二夫君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より高山村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は、上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書17ページ、新旧対照表40ページからご覧ください。

まず、子ども・子育て支援金分の税率の新設について説明いたします。

該当する条文は、第2条、第9条の4から第9条の7、第23条と附則でございます。

この改正につきましては、国の法改正により、国民健康保険に新たに税率として子ども・子育て支援金分を新設するものです。税率は、所得割0.3%、均等割額1,200円。18歳以上被保険者均等割額100円、平等割800円で、賦課限度額は3万円となります。令和7年度の国保加入者で計算すると、村全体で約200万円の増額となります。

次に、賦課限度額の引上げと軽減判定所得の算定式の見直しについて説明いたします。

該当する条文は、第2条と第23条でございます。

国民健康保険税では、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの合計額を賦課していますが、そのうち医療給付分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものです。令和7年度と同様の課税状況であった場合、この改正により、本村では3世帯に影響が出る見込みでございます。

また、国民健康保険税では、低所得者世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減を行っておりますが、今回の改正で軽減判定所得の算定式の見直しが行われ、5割軽減の算定式では、30万5,000円だった部分が31万円に、2割軽減では、56万円だった部分が57万円に改正いたしました。この改正による税額への影響は少ないものと予想されます。

説明は以上でございます。

○議長（平形富二夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） ご異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件に承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（平形富二夫君） 挙手多数です。

したがって、承認第5号は承認することに決定をいたしました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（平形富二夫君） 日程第6、同意第2号 高山村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤明宏君） 同意第2号 高山村教育委員会教育長の任命について説明申し上げます。

現在教育長は、前教育長が令和8年2月6日に退任し、それ以降空席となっておりますので、このたび飯塚岩夫さんを教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

飯塚さんは、慶應義塾大学の法学部を卒業後、株式会社群馬銀行に入行され、平成3年から6年間、平成17年から4年間、香港現地法人で勤務し、正規職員退職後は再雇用として勤務され、令和6年3月に退職されました。また令和2年10月から教育委員としてご尽力いただき、教育行政に携わっていただいております。

海外生活を長く経験され、国際感覚にも優れていることや教育委員としての実績もあり、人格的にも申し分なく、教育行政の要として村政の発展に尽力いただけるものと確信しております。教育長として適任であると考えています。

なお、任期につきましては、令和8年6月1日から3年間となります。

以上、同意くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（平形富二夫君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） ご異議なしと認めます。

これから、同意第2号 高山村教育委員会教育長の任命について採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平形富二夫君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、松井陽威議員、5番、飯塚武久議員、6番、佐藤晴夫議員を指名いたします。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（平形富二夫君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本件について適任と認めることに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（平形富二夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平形富二夫君） 配付漏れはないと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（平形富二夫君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平形富二夫君） 投票漏れがないと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（平形富二夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成8票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第2号は同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平形富二夫君） 日程第7、議案第24号 紛争における和解契約の締結についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤明宏君） 議案第24号 紛争における和解契約の締結について説明申し上げます。

本案件は、村が発注した高山村道の駅たかやま観光交流館整備設計等業務委託に関する紛争についての和解議案でございます。

紛争の概要でございますが、平成30年5月21日に契約を締結し、平成31年3月22日までの工期であった高山村道の駅たかやま観光交流館整備設計等業務委託について、業務内容の一部であった開発許可申請及び建築確認申請が業務完了していないにもかかわらず、平成31年4月10日に前払い金1,000万円を除く契約金額、全額の支払いを済ませたことが起因とする紛争でございます。

今回、本案件について、一村民の方より、村並びに議会宛てに要望書の提出がございました。

後藤幸三前村長はこのことを重く受け止められ、一村民の方との面談の場を設け、議長・副議長同席の下、今回の紛争に対する責任を全面的に認め、謝罪する意志を表明されました。

前村長の謝罪の意思を確認した後、一村民の方は、前村長の任期中に相手方との和解を強く要望され、前村長もこの要望を承諾し、任期満了日であった3月30日に相手方事務所を訪問し、直ちに和解契約協議を執り行い、契約条項内容について双方納得の上、和解契約を締結してまいりました。

本来であれば、民法上の和解として、当事者間における利益の相反する争いがある場合において、当事者が互いに譲歩して、その間に存在する争いをやめることを約する契約であるため、地方自治法第96条第1項第12号に規定される議会の議決事項でもあります。

今回、前村長の強い意志により、任期中の和解契約の締結に至りましたことに対しまして、どうぞご理解を賜りますよう議会の議決を求めるものでございます。

なお、今後はこのようなことがないよう努めてまいりますので、原案のとおり可決くださ

いますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（平形富二夫君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君）　質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君）　これから、議案第24号　紛争における和解契約の締結についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平形富二夫君）　挙手全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平形富二夫君）　日程第8、議案第25号　令和8年度高山村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤明宏君）　議案第25号　令和8年度高山村一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に99万円を増額し、予算総額を34億2,336万8,000円とするものでございます。本補正では、議案書35ページの7款1項4目の観光施設費のみどりの村施設管理事業において、運営管理指定管理料を99万円増額するものです。

増額の理由は、株式会社たかやま振興公社に管理をいただいている、みどりの村キャンプ場で使用していた電子レジスターが故障したため、新規で更新する費用を指定管理料として増額し、財源につきましては財政調整基金を充当したいものです。

以上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（平形富二夫君）　これから質疑を行います。

1 番、渡邊裕治議員。

○1 番（渡邊裕治君）　先ほど村長の提案理由の中にもありました議案書34、35ページの観光施設費のみどりの村施設管理事業について伺いたいと思います。

今回補正予算案に計上されております、みどりの村売店におけるレジスター更新費用99万円について、事前のヒアリングによれば、去る4月20日にレジスター故障が発生し、レシート出力等の不具合により、現場業務に多大な支障を来しているとのことでありました。

これを踏まえ、2点伺います。

まず、今回の故障の原因について、経年劣化によるものなのか、あるいは何らかの外因によるものなのか、現時点で把握している中でお答えいただきたいと思います。あわせて、既存機器の修理による対応は困難であったかどうかを伺います。

2点目について。今回、単なる機器本体の購入費のみならず、初期設定や運用を含めた仕様を想定してこの金額が出てきたと思われます。更新費用について計上された99万円について、その詳細な内訳を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（平形富二夫君）　地域振興課長、お願いします。

○地域振興課長（平形英俊君）　渡邊議員からのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問についてですが、キャンプ場売店で使用しておりましたレジスターですが、たかやま振興公社の割田駅長が就任する前から使用していたもので、導入時期は不明でございますが、経年劣化によりレジスター本体の基盤が壊れてしまい、修理による対応ができないことにより、今回新しく購入させてもらうための費用となります。

続いて2つ目の質問についてで、更新費用について計上しました99万円の内訳についてでございますが、レジスター本体が63万4,000円、ハndsキャナーと置台が10万6,000円、レシートに印字するロゴチップ作成費が1万円、そして初期設定費用等が15万円、消費税が9万円と、合計で99万円となっております。

説明は以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（平形富二夫君）　1 番、渡邊裕治議員。

○1 番（渡邊裕治君）　地域振興課長、詳細な説明ありがとうございました。大変、金額を聞いて、高額な機器であるなというところを認識した次第であります。

近年こういった専門機器は、高機能化に伴い、非常にデリケートな精密機械になっております。みどりの村は4月から11月までの季節営業であり、冬季は閉鎖期間となっているかと

思います。この閉鎖期間中における機器の保管・メンテナンス等の管理体制について、振興公社に対し、村としてどのような管理体制の取決めを行っているか、まず伺いたいと思います。

また、この5月初旬に、近隣のみなかみ町等で既に落雷被害も発生しております。落雷による雷から高額な電子機器を守るために、雷ガード付きの電源タップや雷サージ保護デバイスなどの設置など、ハード面での防護策も不可欠と考えております。万が一の故障防止に向けた具体的な対策について、振興公社との連携を含めた考え方があればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（平形富二夫君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 今までは、機器の保管・メンテナンスなど管理体制につきましては、特段村から指導等は行っておりませんでした。ただ今回購入予定のレジスター等は、高額な精密機械でもあるので、雷被害の防止策として雷ガード付きタップの設置や、今後メーカー等に確認しまして、機器の保管や管理体制などについて、たかやま振興公社と相談しながら対応を検討していきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（平形富二夫君） 1番、渡邊裕治議員。最後です。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、答弁ありがとうございました。

什器備品については長く使用するものでありますが、近年価格も上がってきております。ヒアリングした段階では、今まで日計表等をまとめるだけのことでしたが、新しい機器は様々な機能があるようです。ぜひとも導入後は売上データなどを分析して、活用いただくことも振興公社と検討していただければと思います。

以上でこの質疑を終わります。

○議長（平形富二夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平形富二夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号 令和8年度高山村一般会計補正予算（第1号）を採決します。
本件は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平形富二夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平形富二夫君） これで本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和8年第1回高山村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時53分